

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目次

- 鳥取県建築基準条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県建築基準条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県建築基準条例

鳥取県建築基準条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十四号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 災害危険区域（第二条・第三条）
- 第三章 建築物の敷地に関する制限（第四条）
- 第四章 建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限（第五条―第九条）
- 第五章 建築審査会（第十条―第十二条）
- 第六章 罰則（第十三条・第十四条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項及び第八十三条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限、建築物の敷地に関する制限の附加、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限の附加並びに建築審査会の組織その他建築審査会に関し必要な事項について定めることを目的とする。
- 第二章 災害危険区域
- （災害危険区域の指定）

第二条 法第三十九条第一項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、関係市町村長の意見をきいて知事が定める区域とする。

2 知事は、災害危険区域の指定をするときは、当該災害危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 災害危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（災害危険区域内における建築の制限）

第三条 災害危険区域においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第三章 建築物の敷地に関する制限

（がけ附近の建築物）

第四条 高さが二メートルをこえるがけ（傾斜度が三十度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないときは、この限りでない。

- 一 がけの上に建築物を建築するとき。 がけの下端からの水平距離ががけの高さの一・五倍以内の区域
- 二 がけの下に建築物を建築するとき。 がけの上端からの水平距離が

がけの高さの一・五倍以内の区域

第四章 建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限

（適用区域）

第五条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

（特殊建築物等の敷地と道路との関係）

第六条 別表第一に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員四メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

2 別表第一に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、同表第一号に掲げる建築物（以下「劇場等」という。）にあつてはその敷地の外周の長さの六分の一以上、同表第二号から第四号までに掲げる建築物にあつては三メートル以上道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

（劇場等の前面空地）

第七条 劇場等の主要な出入口の前面には、前条第一項の道路に接して、別表第二の上欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める空地を設けなければならない。

2 劇場等の前面に次の各号に該当する寄り付きを設ける場合における前項の規定の適用については、当該寄り付きを空地とみなし、その間口又は奥行を前項の空地の間口又は奥行に算入することができる。

- 一 柱、壁その他これらに類するものを有しないこと。
- 二 三メートル以上の高さを有すること。

(長屋の出入口と道路との関係)

第八条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員三メートル以上の敷地内の通路に面して設けなければならない。

(自動車車庫等の出入口と道路との関係)

第九条 自動車車庫(床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、交通の安全上支障がないときは、この限りでない。

一 幅員六メートル未満の道路又は勾配こうの急な坂

二 横断歩道若しくは交差点又はこれらの側端若しくはまがりかどから

五メートル以内の道路

三 踏切又はトンネルから十メートル以内の道路

第五章 建築審査会

(組織)

第十条 鳥取県建築審査会(以下「審査会」という。)は、委員五人をもつて組織する。

(会議)

第十一条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会への委任)

第十二条 この章に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項

は、審査会が定める。

第六章 罰則

第十三条 第三条、第四条、第六条、第七条第一項、第八条又は第九条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店又はマ

ケツト若しくは物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルをこえるものに限る。）の用途に供する建築物

二 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、舞踏場、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物

三 マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（第一号に掲げるものを除く。）、カフェー、バー、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルをこえるもの

四 前三号に掲げるもののほか、階数が三以上の建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物

別表第二

区	分	空地	
		奥行	間口
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集會場の用途に供する建築物	客席の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二メートル以上	出入口の幅（その幅が三メートル未満である場合にお
	客席の床面積の合計が二百平方メートル以上、五百平方メートル未満のもの	三メートル以上	
	客席の床面積の合計が五百平方メートル以上	五メートル以上	

平方メートル以上のもの	百貨店又はマーケット若しくは物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルをこえるものに限る。）の用途に供する建築物	二メートル以上	いは、三メートル）以上
-------------	--	---------	-------------

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正）

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ四第一項中「医療団職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年カ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短期間ニ達シタル者ノ場合ヲ除キ」を削り、同項ただし書を削る。

第二十五条ノ五第一項中「（当該年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於ケル其ノ超ユル年月

数ヲ除ク」を削り、同項ただし書中「救護員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年ガ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者又ハ普通恩給若ハ他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ノ救護員トシテノ在職年月数及」及び「(法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項但書ノ規定若ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第百五十二号)附則第五十三条の七第一項但書ノ規定ニ依リ除カレタル在職年月数ヲ含ム」を削る。

第二十五条ノ六を次のように改める。

第二十五条ノ六 削除

第二十五条ノ七第一項に次の一号を加える。

四 外国政府職員ヲ退職シ引続キ県吏員等トナリ昭和二十年八月八日

迄引続キ在職シタル者 当該外国政府職員トシテノ在職年月数

第二十五条ノ十四を第二十五条ノ十五とし、第二十五条ノ十二及び第

二十五条ノ十三を一条ずつ繰り下げ、第二十五条ノ十一中「第二十五条

ノ九」を「第二十五条ノ十」に、「第二十四条第五項の服務期間等及び」

を「第二十四条第五項及び第十一項の服務期間等並びに」に改め、「政

令第二百三十三号」の下に「以下「政令第二百三十三号」ト謂フ」を、

「昭和三十九年十月一日」の下に「(政令第二百三十三号第二条第五号

乃至第十二号ニ掲グル職員(以下「政令指定者」ト謂フ)ニアリテハ昭

和四十七年十月一日」を、「昭和三十九年十月」の下に「(政令指定

者ニアリテハ昭和四十七年十月)」を加え、同条を第二十五条ノ十二と

し、第二十五条ノ十中「前三条」を「第二十五条ノ七乃至前条」に改め、

同条を第二十五条ノ十一とし、第二十五条ノ九の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ十 第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ鳥取県吏員

等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和

四十七年十二月鳥取県条例第四十四号以下「条例第四十四号」ト謂フ)

ニ依リ改正後ノ第二十五条ノ七ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺

族年金ニ付テ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条ノ四第三項中「モノノ

中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ

遺族ハ同年十月一日」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和四十七年十

月一日」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和四十七

年十月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(外国政府職

員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ

遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル条例第四十四号ニ依

ル改正後ノ第二十五条ノ七ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年

金ノ年額ニ付テ準用ス

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正す

る条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条中「第二十五条ノ十」を「第二十五条ノ十一」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十五条ノ十及び第二十五条ノ十二」を「第二十五条ノ十一及び第二十五条ノ十二」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月一日から適用する。ただし、第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「年金条例」という。）第二十五条ノ六の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

（年金条例第二十五条ノ四の改正等に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の年金条例（以下「改正後の年金条例」という。）第二十五条ノ四若しくは第二十五条ノ五又は第二十五条ノ七（同条例第二十五条ノ十一及び第二十五条ノ十二において準用する場合を含む。）の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなる者に係る退職年金又は遺族年金については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書を削る。

第九条第一項ただし書中「法律第百五十五号」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月一日から適用する。

（除算されていた旧日本医療団等の職員であつた期間の算入に伴う経過措置）

第二条 この条例による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金

及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「通算条例」という。)の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和四十七年九月三十日において現に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号。以下「法律第八十号」という。)による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第四十一条第一項及びこの条例による改正前の通算条例(以下「改正前の通算条例」という。)第五条第一項の規定の適用を受けて計算された在職期間を基礎とする年額の退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、昭和四十七年十月分から、その年額を法律第八十号による改正後の法律第五十五号(以下「改正後の法律第五十五号」という。)附則第四十一条第一項及びこの条例による改正後の通算条例(以下「改正後の通算条例」という。)第五条第一項の規定を適用して計算した、在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額に改定する。

2 前項の規定は、改正前の通算条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和四十七年九月三十日において現に法律第八十号による改正前の法律第五十五号附則第四十一条の二第一項及び改正前の通算条例第五條第一項の規定の適用を受けて計算された在職期間を基礎とする年額の退職年金又は遺族年

金の支給を受けているものについて準用する。

(除算されていた外国政府等の職員であつた期間の算入に伴う経過措置)
 第三条 改正前の通算条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第四号(同法附則第四十三条及び第四十三条の二において準用する場合を含む。以下同し。)及び改正後の通算条例第五條第一項の規定を適用するとしたならばその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十七年十月一日から退職年金又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十七年十月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわれないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金

については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに国庫又は地方公共団体(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第十八号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれその年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で、昭和四十七年九月三十日において現に改正後の法律第五十五号附則第四十二条第一項第四号及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「七十歳」を「六十五歳」に、「昭和四十二年十月分」

を「昭和四十七年十月分」に、「昭和四十二年九月三十日」を「昭和四十七年九月三十日」に改め、附則第六条中「七十歳」を「六十五歳」に、「昭和四十四年十月分」を「昭和四十七年十月分」に、「昭和四十四年九月三十日」を「昭和四十七年九月三十日」に改める。

鳥取県老人医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県老人医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県老人医療費助成条例(昭和四十六年七月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「老人」とは、次の各号に掲げる者であつて、県内に住所を有するものをいう。ただし、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者を除く。

一 七十五歳以上の者

二 六十五歳以上七十五歳未満の者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表の一級又は二級に該当する障害があり、かつ、その者の前年又は前前年の所得が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定す

る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額以下のもの

附 則

この条例は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）は、昭和四十八年二月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）」を「老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）及び母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）」に改める。

第二条の表中

軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美
---------	-----------	----

郡岩美町	を	軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡
岩美町	に改める。	母子福祉センター	鳥取県立母子福祉センター	米子市

第六条の七の次に次の一条を加える。

（鳥取県立母子福祉センターの管理の委託）

第六条の八 知事は、鳥取県立母子福祉センターの施設設備の保全並びに母子家庭に対する各種の相談及び生活指導、生業の指導等便宜の供与に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

附 則

この条例は、昭和四十八年三月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十七年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び算理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県

条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号中「二万七千円」を「三万円」に改める。

第五条第二号中「二万七千円」を「三万円」に、「四万六千円」を「五万八千円」に改める。

第十九条第三項中「四万六千円」を「五万八千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

第二十一条第二項の表中「四万六千円」を「五万八千円」に、「五万九千円」を「七万七千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

附則第四項中「四万六千円」を「五万八千円」に改め、附則第五項中「二万七千円」を「三万円」に改め、附則第六項中「四万六千円」を「五万八千円」に、「五万九千円」を「七万七千円」に、「二万七千円」を「三万円」に、「三万四千円」を「四万三千円」に改める。

別表の第一種県営住宅の表中

四十六年 境港 境港市上道町

四十六年	✓境港第一	境港市上道町
四十七年	福守第五	倉吉市福守
四十七年	一面影第三	鳥取市大枕
四十七年	一面影第四	鳥取市大枕
四十七年	一面影第五	鳥取市大枕
四十七年	○網代港第二	岩美郡岩美町大字網
四十七年	✓河崎	米子市河崎
四十七年	✓境港第二	境港市上道町

二四 を

二四	二六	一〇	四八	二四	六〇	二四
----	----	----	----	----	----	----

に改め、同表の第二種県営住宅の表中 二十七年 緑

町第一 鳥取市卯垣及び立川町五丁目 二二七 を 二十七年 緑

町第一 鳥取市卯垣及び立川町五丁目 二二五 に改め、 二十七年

夕日が丘第一 鳥取市浜坂 一六 及び 二十八年

夕日が丘第二 鳥取市浜坂 八 を削り、 四十二年 網代

岩美郡岩美町大字網代 二四 を 四十二年 網代港第一 岩

美郡岩美町大字網代 二四 に、 四十四年 浦安 東伯郡

東伯町大字下伊勢 八 を 四十四年 浦安第一 東伯郡東伯

町大字下伊勢 八 に、 四十五年 成美 東伯郡赤碕町

大字出上 一〇 を 四十五年 成美第一 東伯郡赤碕町大字出

上 一〇 に、 四十七年 単、 八頭郡船岡町大字見槻

00495

中
八
を

四十七年	隼	八頭郡船岡町大字見槻中
四十七年	東郷	東伯郡東郷町大字中興寺
四十七年	浦安第二	東伯郡東伯町大字下伊勢
四十七年	成美第二	東伯郡赤碓町大字出上

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。
 - 別表の改正規定(第二種県営住宅の表の緑町第一団地に関する部分に限る。)(公布の日)
 - 第四条第六号及び第七号、第五条第二号、附則第四項並びに附則第五項の改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定 昭和四十八年一月一日
 - 別表の改正規定(第二種県営住宅の表の夕日が丘第一団地及び夕日が丘第二団地に関する部分に限る。)(昭和四十八年三月一日)
 - 第十九条第三項、第二十一条第二項の表及び附則第六項の改正規定 昭和四十八年四月一日
 - 別表の改正規定(第二種県営住宅の表の緑町第一団地、夕日が丘第

一 団地及び夕日が丘第二団地に関する部分を除く。) 規則で定める日

(経過措置)

- 昭和四十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の基準については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)(第二条第八号の規定にかかわらず、同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。

- 条例第四条に規定する事由がある場合において、昭和四十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準については、条例第二条第八号の規定にかかわらず、同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立米子西高等学校 米子市

を

鳥取 鳥取

県立米子西高等学校
県立米子高等学校

米子市
米子市

に改め、

鳥取県立法勝寺高等学校

西伯郡西伯町 を削る。

附 則

この条例中、鳥取県立米子高等学校に関する部分は昭和四十八年一月一日から、鳥取県立法勝寺高等学校に関する部分は昭和四十八年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】